

バーゼル委員会による信用リスクの標準的手法 の改定に関する第2次市中協議文書

小立 敬

■ 要 約 ■

1. バーゼル委員会は2015年12月、信用リスクの標準的手法の改定に関する第2次市中協議文書を公表した。これは、北米、欧州、アジアの銀行の間で自己資本比率の分母であるリスク・アセットにばらつきがあることが判明したため、内部モデル手法で計測するリスク・アセットに対して資本フロアーによる下限を設定するため、資本フロアーのベースとなる信用リスクの標準的手法の改定を図るものである。
2. 2014年12月に公表された第1次市中協議文書の提案では、各エクスポージャーのリスク・ウェイトを決定する際の外部格付の参照が廃止され、リスク・ウェイトの水準が全体的に引き上げられていた。しかし、第2次市中協議文書では、前回の提案から大幅な修正が図られており、現行と同様、外部格付の参照が認められ、リスク・ウェイトの水準も現行とあまり変わらないものになっている。
3. もっとも、個別には留意すべき論点が残っている。例えば、リスク・ウェイトの決定に利用する外部格付には、政府支援を考慮しないことが求められており、外部格付が見直される可能性もある。また、不動産担保のリテール向けエクスポージャーは、不動産関連エクスポージャーとして扱われるが、例えば、中小企業向けの不動産担保融資については、不動産関連か、リテールか、一般法人かによってリスク・ウェイトは異なり、その区分けが複雑になるおそれがある。さらに、信用リスク削減手法（CRM）の改定の中で、コア市場参加者をカウンターパーティとするレポ取引に係る資本賦課の扱いが見直される可能性もある。
4. 第2次市中協議文書の公表によって信用リスクの標準的手法の改定の全体像が確認できるようになったが、それは、リスク・アセットのばらつきの問題に対処するためのリスク・アセットの計測方法の包括的な見直しの1つの要素でしかない。市場リスクの枠組み、オペレーショナル・リスクの枠組み、資本フロアーの水準調整を含め、今後ともバーゼル委員会におけるリスク・アセットの改定作業の検討に十分な注意を払う必要があるように思われる。

I. 第2次市中協議文書の公表

バーゼル銀行監督委員会（BCBS）は2015年12月10日、信用リスクの標準的手法の改定に関する第2次市中協議文書を公表した¹。これは、内部モデル手法を利用して自己資本比率の計測を行う北米、欧州、アジア（含むオーストラリア）の銀行の間でリスク・アセットのばらつきがあることが判明したことから、内部モデル手法で計測するリスク・アセットに対して資本フロアーによる下限を設定するために、資本フロアーのベースとなる信用リスクの標準的手法の改定を図るものである²。

2014年12月に公表された第1次市中協議文書は、①格付会社が付与する外部格付に対する依存の削減、②リスク・センシティビティ（リスク感応度）の改善、③各国裁量の削減、④標準的手法（SA）と内部格付手法（IRB）の関係性の強化、⑤銀行間の所要資本の比較可能性の向上の観点から、信用リスクの標準的手法の改定を提案していた³。提案された手法では、各エクスポージャーのリスク・ウェイトを決定する際に外部格付の参照が撤廃されるとともに、リスク・ウェイトの水準が現行よりも全体的に引き上げられていた。今般の第2次市中協議文書は、第1次市中協議文書に対するパブリック・コメントや定量的影響度調査（QIS）を踏まえて、バーゼル委員会から再提案されたものである。

第2次市中協議文書では昨年の提案から大幅な修正が図られている。例えば、リスク・ウェイトの決定の際に外部格付を参照することが再び認められるようになり、リスク・ウェイトの水準も現行とあまり変わらない水準が提案されている。第1次市中協議文書の提案が採用された場合には、リスク・アセットの増加によって銀行の自己資本比率が下がることも予想されたが、第2次市中協議文書の提案に関しては、自己資本比率に与える影響に関する懸念もかなり後退したように思われる。

バーゼル委員会が再提案した信用リスクの標準的手法の見直しの要点は、以下のとおり。

● 銀行向けエクスポージャー

i) 外部格付の規制利用が認められる国で設立された銀行の場合

- カウンターパーティの外部格付に応じて20%～150%（現行と同水準）のリスク・ウェイトを設定。銀行によるデュー・デリジェンスの結果、必要な場合にはより高いリスク・ウェイトを適用

¹ Basel Committee on Banking Supervision, “Revisions to the Standardised Approach for Credit Risk,” Standards, Second Consultative Document, December 2015 (<https://www.bis.org/bcbs/publ/d347.pdf>). コメント期限は2016年3月11日。

² 各国・地域で一貫性があり調和のとれたバーゼルⅢの適用を促す観点から、バーゼル委員会が2012年から実施してきた規制整合性評価プログラム（RCAP）によって、内部モデルを利用して計測したリスク・アセットに銀行間でばらつきがあることが明らかになった。そこで、バーゼル委員会は2014年11月のブリスベン・サミットにおいて、内部モデル手法で計測するリスク・アセットに対して資本フロアーによって制限を加えることとともに、資本フロアーのベースとなる信用リスク、市場リスク、オペレーショナル・リスクの標準的手法を見直す方針を明らかにした（Basel Committee on Banking Supervision, “Reducing Excessive Variability in Bank’s Regulatory Capital Ratios; A Report to the G20,” November 2014）。

³ Basel Committee on Banking Supervision, “Revisions to the Standardised Approach for Credit Risk,” Standards, Consultative Document, December 2014. その概要については、小立敬「バーゼル委員会による信用リスクの標準的手法の改定に関する市中協議文書」『野村資本市場クォーターリー』2015年冬号（ウェブサイト版）を参照。

- ii) 無格付の場合および外部格付の規制利用が認められない国で設立された銀行の場合
 - カウンターパーティの信用リスク評価に応じて3つのカテゴリーに区分し、50%～150%のリスク・ウェイトを適用

● **法人向けエクスポージャー**

- i) 外部格付の規制利用が認められる国で設立された銀行の場合
 - カウンターパーティの外部格付に応じて 20%～150%（現行と概ね同水準）のリスク・ウェイトを設定。銀行によるデュー・デリジェンスの結果、必要な場合にはより高いリスク・ウェイトを適用
- ii) 無格付の場合および外部格付の規制利用が認められない国で設立された銀行の場合
 - 100%（現行と同水準）のリスク・ウェイトを適用

● **劣後債務、エクイティおよびその他の資本商品**

- エクイティの保有には 250%、劣後債務およびエクイティ以外の資本商品の保有には 150%のリスク・ウェイトを適用（現行は 100%のリスク・ウェイト）

● **リテール向けエクスポージャー**

- 規制上のリテールの定義に該当する場合、75%（現行と同水準）のリスク・ウェイトを適用、それ以外は 100%のリスク・ウェイト

● **不動産関連エクスポージャー**

- 居住用不動産、商業用不動産ともに返済資金が不動産から得られるキャッシュ・フローに依存しているかどうかで区分し、ローン・トゥ・バリュー（LTV）比率に基づいてリスク・ウェイトを決定

● **信用リスク削減措置（CRM）の枠組み**

- CRM の手法の整理（内部モデル手法（IMM）と自行推計へアカットの廃止）、一定のレポ取引に関する資本賦課の取扱いの見直し

なお、今回の改定では、ソブリン向けエクスポージャーは見直しの対象には含まれていない。第2次市中協議文書は、ソブリン向けエクスポージャーについてはソブリン関係リスクに関するより幅広い包括的なレビューの一部として検討していると述べている⁴。

バーゼル委員会は、2015 年末時点のバーゼルⅢのデータ収集モニタリングの一部として QIS を実施する方針を明らかにしている。今回提示されたすべての水準調整は予備的なものであるとしており、第2次市中協議および次回の QIS を踏まえて修正される可能性もある。一方、バーゼル委員会は新たな信用リスクの標準的手法の適用については、必要に応じて経過措置またはグランドファザリングを含む適切な措置を講じること、バーゼル委員会の他の改革も考慮しながら、適用までに十分な時間をかけることとの方針を明らかにしている。なお、第2次市中協議文書は、信用リスクの標準的手法の改定の目的は、全体的な資本賦課の増加ではなく、リスクに見合った資本賦課とすることであることを明確に述べている。

⁴ バーゼル委員会は 2015 年および 2016 年の作業プログラムとして、ソブリン・リスクの規制上の取扱いを見直すこと、その際は慎重に、包括的に、段階的な方法で見直しを図ることとの方針を表明している。

Ⅱ. 各エクスポージャーにおけるリスク・ウェイトの決定

1. 外部格付の参照に関する再提案

第1次市中協議文書は、銀行の外部格付に対する依存を削減させる観点から、各エクスポージャーのリスク・ウェイトの決定に当たって、外部格付を利用せずに2つのリスク・ドライバーに基づいてリスク・ウェイトを決定する方法を提案していた。例えば、銀行向けエクスポージャーの場合にはカウンターパーティの自己資本比率（CET1 比率）と不良資産比率（NPA 比率）によって、法人向けエクスポージャーの場合にはカウンターパーティの売上高とレバレッジによってリスク・ウェイトを決定する方法である。

一方、市中協議では、外部格付の参照を廃止することは不必要であり望ましくないといった意見や提案された手法は過度に複雑であるといった意見が寄せられた。バーゼル委員会としても外部格付の参照を取り除くことの限界を認識したことから、第2次市中協議文書では、外部格付に機械的に依存しないという方針の下、銀行および法人向けのエクスポージャーについては、外部格付の参照を再び認めることを提案している。ただし、米国のように外部格付の規制利用を法律で禁止している国があることから、外部格付の規制利用が認められない場合のリスク・ウェイトの決定方法についても提案している。次節以降、各エクスポージャーにおけるリスク・ウェイトの決定方法について確認する。

2. 銀行向けエクスポージャー

銀行向けエクスポージャーのリスク・ウェイトの決定は、①外部格付の規制利用が認められている法域で設立された銀行が有する格付されたエクスポージャーか、②外部格付の規制利用が認められている法域で設立された銀行が有する無格付エクスポージャーおよび外部格付の規制利用が認められていない法域で設立された銀行が有するすべてのエクスポージャーかで異なる。前者の場合は、「外部信用リスク評価方式（External Credit Risk Assessment Approach; ECRA）」が利用され、後者の場合は、「標準的信用リスク評価方式（Standardised Credit Risk Assessment Approach; SCRA）」の下でリスク・ウェイトが決定される。例えば、米国ではドッド＝フランク法により外部格付の規制利用が禁じられたことから、米国の銀行については、カウンターパーティの銀行に格付が付与されていても SCRA に基づいてリスク・ウェイトを決定しなければならない。なお、銀行とソブリンのリスクの関係性を断ち切る観点から、ソブリンのリスク・ウェイトから一段階悪いリスク・ウェイトを銀行向けエクスポージャーに適用する現行のオプション1が廃止されている。

1) 外部信用リスク評価方式（ECRA）

外部格付の規制利用が認められている法域で設立された銀行が有する格付されたエクスポージャーについては、信用リスク評価のベースとなるカウンターパーティまたはエクスポージャーの外部格付に応じて「ベース・リスク・ウェイト」が設定されており、リスク・ウェイト

の水準は現行と同じである（図表 1）。なお、ECRA の下、外部格付は、政府が所有する公的な銀行に付与される格付を除いて、政府支援を前提としてはならないとされている。

図表 1 外部信用リスク評価方式

| カウンターパーティの外部格付 | AAA~AA- | A+~A- | BBB+~BBB- | BB+~B- | B-未満 |
|---------------------|---------|-------|-----------|--------|------|
| ベース・リスク・ウェイト | 20% | 50% | 50% | 100% | 150% |
| 短期エクスポージャーのリスク・ウェイト | 20% | 20% | 20% | 50% | 150% |

（出所）第 2 次市中協議文書

銀行は、外部格付がカウンターパーティの銀行の信用価値を適切かつ保守的に反映しているかどうかについて自らデュー・デリジェンスを実施することが求められる。デュー・デリジェンスの結果、外部格付よりも高いリスク性を認識した場合には、銀行は外部格付によって決定されるベース・リスク・ウェイトよりも高いリスク・ウェイトを適用しなければならない。このような取扱いは、外部格付に対する機械的な依存を避けることが狙いである。

また、ECRA の下では、図表 1 のとおり、当初満期が 3 ヶ月未満として定義される短期のインターバンクのエクスポージャーに関しては、現行と同様、外部格付に応じて通常のエクスポージャーと比べてより低いリスク・ウェイトが割り当てられている。

2) 標準的信用リスク評価方式（SCRA）

外部格付の規制利用が認められている法域で設立された銀行が有する無格付エクスポージャー、外部格付の規制利用が認められていない法域で設立された銀行が有するすべてのエクスポージャーについては、外部格付が利用できないことから、カウンターパーティの銀行を信用リスク評価に応じてグレード A、グレード B、グレード C という 3 つのバケットに区分して、リスク・ウェイトを適用する（図表 2）。

図表 2 標準的信用リスク評価方式

| カウンターパーティの信用リスク評価 | グレードA | グレードB | グレードC |
|---------------------|-------|-------|-------|
| ベース・リスク・ウェイト | 50% | 100% | 150% |
| 短期エクスポージャーのリスク・ウェイト | 20% | 50% | 150% |

（出所）第 2 次市中協議文書

グレード A は、元利返済を含め適切なタイミングで金融のコミットメントに応えるための能力を十分に有するカウンターパーティの銀行である。グレード A に区分される銀行は、母国の監督当局が設定する最低規制要件（自己資本規制、流動性規制、レバレッジ規制）およびバッファー（資本保全バッファー、カウンターシクリカル・バッファー、G-SIB サーチージ）を超えて（exceed）いなければならない。ただし、デュー・デリジェンスの結果、銀行がグレード A の定義を満たしていないと評価される場合には、より下位のグレードとして取扱うことになる。

次にグレード B は、返済能力が安定的または自らに有利な経済環境や事業環境に依存しており、相応の信用リスクを抱えているカウンターパーティの銀行である。グレード B に区分される銀行は、母国の監督当局が設定する最低規制要件を満たして (meet) いなければならない⁵。

そしてグレード C には、重大なデフォルト・リスクおよび安全性の余地が限られるカウンターパーティの銀行に対するより高い信用リスクを抱えたエクスポージャーが含まれる。銀行が少なくとも以下のトリガーに抵触する場合、グレード C に区分される⁶。

- 銀行が、母国当局が決定する最低規制要件に抵触する場合
- 監査済連結財務諸表が求められている場合、外部監査人が不適正意見を表明したり、直前 12 ヶ月間の連結財務諸表また監査報告の中で銀行がゴーイング・コンサーンとして継続する能力に外部監査人が懸念を示す意見を表明する場合

なお、ECRA と同様、SCRA の下でも当初満期が 3 ヶ月未満の短期エクスポージャーについては、図表 2 のとおり、通常エクスポージャーに比べて有利なリスク・ウェイトが割り当てられている。また、SCRA ではエクスポージャーにマクロ・リスクを反映させるため、例えば、OECD のカントリー格付に基づいてリスク・ウェイト・フロアーを適用することが検討されている⁷。

3) 証券会社、その他金融機関

証券会社およびその他金融機関については、自己資本規制や流動性規制を含め銀行と同等のプルーデンス規制および監督レベルが適用されている場合、銀行向けエクスポージャーと同じ扱いとなる。それ以外の証券会社やその他金融機関は法人向けエクスポージャーの扱いである。

3. 法人向けエクスポージャー

法人向けエクスポージャーについては、第 1 次市中協議文書ではカウンターパーティの売上高とレバレッジに基づいて 60%~300% という相対的に高いリスク・ウェイトが提案されていたが、リスク・ウェイトの決定に際して外部格付の参照を認める第 2 次市中協議文書は、現行と概ね同水準のリスク・ウェイトを提案している。新たに提案された標準的手法の下、法人向けエクスポージャーは一般法人向けエクスポージャー (general corporate exposure) と特定貸付エクスポージャー (specialised lending exposure) に分かれる⁸。

⁵ 資本バッファーに抵触する場合には、銀行はグレード B に区分される。

⁶ トリガーに抵触していない場合であっても、グレード C の要件に該当しているとカウンターパーティの銀行が評価される場合には、グレード C に区分する。

⁷ 一方、リスク・ウェイト・フロアーが ECRA に適用されないのは、外部格付にはすでにマクロ・リスクが反映されているとバーゼル委員会は捉えているからである。

⁸ 法人向けエクスポージャー (ローン、社債、受掛債権を含む) には、法人、社団、パートナーシップ、個人事業、信託、ファンド、その他類似の性質をもつエンティティに対するエクスポージャーが含まれる。

1) 一般法人向けエクスポージャー

一般法人向けエクスポージャーに関しては、外部格付の規制利用が認められている法域で設立された銀行が有する格付されたエクスポージャーには、外部格付に基づくベース・リスク・ウェイトが設定されている（図表3）。一方、外部格付の規制利用が認められている法域で設立された銀行の無格付エクスポージャーには100%のリスク・ウェイトが適用される。これらは、現行の方法と概ね同じ扱いである⁹。ただし、外部格付を利用する銀行は、外部格付が適切かつ保守的にカウンターパーティの信用価値を反映しているかについて、デュー・デリジェンスを行うことが求められる。デュー・デリジェンスの結果、外部格付よりも高いリスク性を認識した場合には、より高いリスク・ウェイトを適用しなければならない。

図表3 一般法人向けエクスポージャー

| カウンターパーティの外部格付 | AAA~AA- | A+~A- | BBB+~BBB- | BB+~BB- | BB-未満 | 無格付 |
|----------------|---------|-------|-----------|---------|-------|------|
| ベース・リスク・ウェイト | 20% | 50% | 100% | 100% | 150% | 100% |

（出所）第2次市中協議文書

他方、外部格付の規制利用が認められていない法域で設立された銀行が有する法人向けエクスポージャーについては、「投資適格（investment grade）」の定義に該当するエクスポージャーには75%のリスク・ウェイトを適用し、それ以外には100%のリスク・ウェイトを適用する。

外部格付の規制利用が認められている法域で設立された銀行であっても、外部格付の規制利用が認められていない法域で設立された銀行であっても、連結売上高が5千万ユーロ未満のグループに含まれる企業として定義されている中小企業（small and medium entity; SME）に対する無格付エクスポージャーに関しては、85%のリスク・ウェイトが適用できる。なお、後述の規制上のリテールの定義に該当するSMEについては、リテール向けエクスポージャーとして75%のリスク・ウェイトが適用される。

2) 特定貸付エクスポージャー

不動産関連エクスポージャー以外の特定貸付エクスポージャー（一般に特定目的会社（SPE）向けに提供されるプロジェクト・ファイナンス、オブジェクト・ファイナンス（船舶、航空機、衛星、鉄道車両等のファイナンス）、コモディティ・ファイナンスを含む）については、格付されている場合は一般法人向けエクスポージャーと同じリスク・ウェイトを適用することになる。一方、無格付の場合または外部格付の規制利用が認められていない法域の銀行の場合、プロジェクト・ファイナンスには一定のオペレーション・フェーズ

⁹ ただし、現行の格付区分は「BB+~B-」と「B-未満」であるのに対して、第2次市中協議文書では、「BB+~BB-」と「BB-未満」に変更されている点が現行とは異なる。

に入る前には150%、その後では100%のリスク・ウェイトが適用される¹⁰。また、オブジェクト・ファイナンス、コモディティ・ファイナンスには120%のリスク・ウェイトが適用される。

4. 劣後債務、エクイティおよびその他の資本商品

バーゼルⅢのいわゆるダブルギアリング規制の下で自己資本から控除されていない劣後債務、エクイティおよびその他の資本商品については、第1次市中協議文書は、劣後債務に250%、エクイティに関してはIRBとの平仄を踏まえて上場株式に300%、その他の株式（非上場株式）に400%という現行の100%よりもかなり高いリスク・ウェイトを提案していた。

これに対して市中協議では、そのような高いリスク・ウェイトは懲罰的であるとの意見が寄せられた。バーゼル委員会としても第1次市中協議文書のリスク・ウェイトが過度に保守的であることを認識したため、第2次市中協議文書では、エクイティには250%、劣後債務およびエクイティ以外の資本商品には150%のリスク・ウェイトが提案されている。

5. リテール向けエクスポージャー

現行のリテール向けエクスポージャーは、①適応基準（orientation criterion）、②商品基準（product criterion）、③個別エクスポージャーの金額制限（low value of individual exposure）、④グラニュラリティ基準（granularity criterion）の4つの基準を満たす場合に、75%のリスク・ウェイトを適用することができる。

一方、第2次市中協議文書では、適応基準を「規制上のリテール（regulatory retail）」を定義する規定に変更するとともに、リテールの範囲にSMEが含まれることを明確化している。その上で適応基準以外の3つの基準を満たす場合にリテール向けエクスポージャーに75%のリスク・ウェイトを適用する。規制上のリテールに該当しない「その他リテール（other retail）」の場合には100%のリスク・ウェイトが適用される。なお、その他リテールに該当するSMEは、一般法人向けエクスポージャーとして85%のリスク・ウェイトが適用される。また、不動産担保で保全されているリテール向けエクスポージャーは、不動産関連エクスポージャーとして扱われるとしている。

6. 不動産関連エクスポージャー

不動産関連エクスポージャーについては、現行の枠組みでは居住用不動産と商業用不動産という2つの区分で構成されている。現行では、居住用不動産エクスポージャーは、一定要件を満たす場合に35%という有利なリスク・ウェイトを適用することが認められる。また、商業用不動産エクスポージャーには原則として100%のリスク・ウェイトが適用さ

¹⁰ 一定のオペレーション・フェーズとは、プロジェクトをファイナンスするエンティティが設置され、契約義務を遂行するために十分なネット・キャッシュフローが生じ、長期債務が減少する局面として定義されている。

れ、各国裁量の下、一定の要件を満たす場合には50%のリスク・ウェイトが適用できる。

一方、第2次市中協議文書は、一般的な居住用不動産および商業用不動産エクスポージャーに加えて、返済資金が不動産から得られるキャッシュ・フローに重大な(material)依存があるものとして「収入をもたらす不動産(income-producing real estate; IPRE)」と、「土地取得・開発・建設(land acquisition, development and construction; ADC)」という区分を導入している。また、不動産関連エクスポージャーについては、債務者の返済能力、担保の質(適切な価値評価、完成物件)、担保の有効性(法的拘束力、抵当権の順位)、その他の手続面(必要なドキュメンテーション)に関するオペレーション上の要件を設定しており、オペレーション上の要件を満たせば有利なリスク・ウェイトが適用される扱いである(図表4)。

図表4 不動産関連エクスポージャーのリスク・ウェイト(RW)

| | 一般的な不動産 | 収益をもたらす不動産(IPRE) | 土地取得・開発・建設(ADC) |
|--------|--|---|-----------------|
| 居住用不動産 | <p>オペレーション要件に適合 LTV比率に基づくRW (有利な取扱い)</p> <p>オペレーション要件に非適合 RW=100%</p> | <p>オペレーション要件に適合 LTV比率に基づくRW (一般的な不動産より高い)</p> <p>オペレーション要件に非適合 RW=150%</p> | RW=150% |
| 商業用不動産 | <p>オペレーション要件に適合 LTV比率60%以下はMin (RW60%, カウンターパーティのRW)、LTV比率60%超はカウンターパーティのRW (有利な取扱い)</p> <p>オペレーション要件に非適合 Max(RW100%、カウンターパーティのRW)</p> | <p>オペレーション要件に適合 LTV比率に基づくRW (収益をもたらす不動産より高い)</p> <p>オペレーション要件に非適合 RW=150%</p> | |

(注) リスク・ウェイト=RW。一般的な不動産でオペレーション要件を満たさない場合、本文では本図表と異なり100%またはカウンターパーティのRWのうち高い値を適用することになっている。

(出所) 第2次市中協議文書より野村資本市場研究所作成

1) 居住用不動産エクスポージャー

第1次市中協議文書は、リスク・センシティブリティの改善を図る観点から、債務者の返済能力に関するリスク・ドライバーとして、①ローン残高を不動産価値で除したローン・トゥ・バリュー(LTV)比率と、②債務者の総所得に占める債務の元利払いの額の割合を表すデット・サービス・カバレッジ(DSC)比率に基づいて、20%~100%のリスク・ウェイト

イトを割り当てることを提案していた。

市中協議の結果、LTV 比率をリスク・ドライバーとすることには概ね支持が得られた一方で、DSC 比率については、ローンの引受慣行、規制、税制、平均所得の違いを原因に各国の間で重大な差異が生じていることに対して懸念が示された。そこで、第2次市中協議文書では、LTV 比率のみをリスク・ウェイトを決定するリスク・ドライバーとして採用している。LTV 比率は保守的に計測され、分母の不動産価値はローン実行時点の値を維持することが求められる。ただし、各国当局が不動産価値を引き下げることが必要であると決定した場合には、LTV 比率の不動産価値を下方修正しなければならない。

居住用不動産エクスポージャーのリスク・ウェイトの決定に当たっては、まず返済資金が不動産から得られるキャッシュ・フローに依存する IPRE であるかどうかを判断する。IPRE でなければ、LTV 比率に基づいて図表 5 の有利なリスク・ウェイトが適用できる。ただし、前述したオペレーションに関する要件を満たしていない場合には、100%またはカウンターパーティのリスク・ウェイトのうちいずれか高い値が適用される。

図表 5 居住用不動産エクスポージャー（IPRE ではない場合）

| | LTV ≤ 40% | 40% < LTV ≤ 60% | 60% < LTV ≤ 80% | 80% < LTV ≤ 90% | 90% < LTV ≤ 100% | LTV > 100% |
|----------|-----------|-----------------|-----------------|-----------------|------------------|--------------------|
| リスク・ウェイト | 25% | 30% | 35% | 45% | 55% | カウンターパーティのリスク・ウェイト |

(注) LTV 比率が 100%を超える場合、個人であれば 75%、中小企業であれば 85%を適用。

(出所) 第2次市中協議文書

一方、居住用不動産エクスポージャーのうち、返済資金が居住用不動産のリース、賃料、販売といった不動産から得られるキャッシュ・フローに重大な依存がある IPRE の場合は、LTV 比率に基づいて図表 6 のリスク・ウェイトを適用する。この場合、IPRE ではない一般の居住用不動産に比べてリスク・ウェイトは相対的に高く設定されている。また、IPRE であってもオペレーションに関する要件を満たしていない場合は、150%のリスク・ウェイトが適用される。

図表 6 居住用不動産エクスポージャー（IPRE の場合）

| | LTV ≤ 60% | 60% < LTV ≤ 80% | LTV > 80% |
|----------|-----------|-----------------|-----------|
| リスク・ウェイト | 70% | 90% | 120% |

(出所) 第2次市中協議文書

2) 商業用不動産エクスポージャー

商業用不動産エクスポージャーに関しても、居住用不動産と同様にまず返済資金が不動産から得られるキャッシュ・フローに重大な依存がある IPRE かどうかを判断する。IPRE ではない場合には LTV 比率に基づいて図表 7 の有利なリスク・ウェイトが適用できる。ただし、オペレーションに関する要件を満たしていない場合には、100%またはカウンターパーティのリスク・ウェイトのうちいずれか高い値が適用される。

図表 7 商業用不動産エクスポージャー（IPRE ではない場合）

| | LTV ≤ 60% | LTV > 60% |
|----------|---------------------------------|--------------------|
| リスク・ウェイト | 60%またはカウンターパーティのリスク・ウェイトのうち小さい値 | カウンターパーティのリスク・ウェイト |

(注) LTV 比率が 100%を超える場合、個人であれば 75%、中小企業であれば 85%を適用。

(出所) 第 2 次市中協議文書

一方、商業用不動産エクスポージャーのうち、返済資金が商業用不動産のリース、賃料、販売といった不動産から得られるキャッシュ・フローに重大な依存がある IPRE に該当する場合には、LTV 比率に基づいて図表 8 のリスク・ウェイトを適用する。ただし、オペレーション上の要件を満たしていない場合は 150%のリスク・ウェイトを適用しなければならない。

図表 8 商業用不動産エクスポージャー（IPRE の場合）

| | LTV ≤ 60% | 60% < LTV ≤ 80% | LTV > 80% |
|----------|-----------|-----------------|-----------|
| リスク・ウェイト | 80% | 100% | 130% |

(出所) 第 2 次市中協議文書

3) 土地取得・開発・建設（ADC）エクスポージャー

商業用不動産や居住用不動産の関連エクスポージャーのうち、土地取得や開発、建設のためのファイナンスを図る ADC エクスポージャーについては、ローンの実行時には返済財源が将来の不確実な不動産の販売であったり、不確実なキャッシュ・フローであることから、150%のリスク・ウェイトが設定されている。

7. 通貨ミスマッチに係るリスク・ウェイトのアドオン

第 1 次市中協議文書では、銀行が供与するローンに係る通貨と借り手の主な収入に係る通貨が異なるエクスポージャーについてリスク・ウェイトの上乗せを図ることをバーゼル委員会が検討していることを明らかにしていた。第 2 次市中協議文書は、融資している通貨と借り手の主たる収入の通貨が異なる法人向けエクスポージャー、リテール向けエクスポージャー、不動産関連エクスポージャーのうち、為替リスクがヘッジされていないエクスポージャーについては、各エクスポージャーにおいて決定されるリスク・ウェイトに 50%を上乗せすること（最大 150%まで）を提案している。

8. オフバランス・エクスポージャー

第 1 次市中協議文書は、オフバランス・エクスポージャーについてリスク・アセットへの変換を図る乗数である CCF（credit conversion factor）の見直しとして、①無条件にキャンセル可能なコミットメントに対する正の値の CCF の適用、②一般的なコミットメント等に関する基礎的内部格付手法（FIRB）との調和、③その他の CCF の維持を提案していた。一方、第 2 次市中協議文書は、市中協議の結果を踏まえて、図表 9 の提案を行っている。

図表 9 オフバランス・エクスポージャーに関する CCF

| | 現行SA | FIRB | 改定SA |
|--|------|------|----------|
| 事前通知なしで無条件でキャンセル可能または債務者の信用価値の低下によって自動的にキャンセルされるコミットメント(リテールのみ) | 0% | 0% | [10-20%] |
| コミットメント(リテールの無条件にキャンセル可能なものを除く) | - | 75% | [50-75%] |
| 満期1年以下のコミットメント(リテールの無条件にキャンセル可能なものを除く) | 20% | - | - |
| 満期1年超のコミットメント(リテールの無条件にキャンセル可能なものを除く) | 50% | - | - |
| NIF (notice issuance facility)、RUF (revolving underwriting facility) | 50% | 75% | [50-75%] |
| 一定の取引に関連するコンティンジェント項目 | 50% | 50% | 50% |
| 商品移動から生じる短期の自己弁済型の信用状 | 20% | 20% | 20% |

(注) CCF が 100% 以外のもののみ。

(出所) 第 2 次市中協議文書

9. デフォルト・エクスポージャー

90 日以上延滞を含むデフォルト・エクスポージャーに関しては、IRB との定義の調和が図られており、デフォルト・エクスポージャーのうち無担保・無保全の部分に関しては、個別貸倒引当金等を相殺した上で 150% のリスク・ウェイトが適用される。なお、デフォルト・エクスポージャーが不動産関連エクスポージャーであって、返済資金が不動産から得られるキャッシュ・フローに依存していない場合には、個別貸倒引当金等を相殺した上で 100% のリスク・ウェイトが適用される。

Ⅲ. 信用リスク削減手法 (CRM) の改定

バーゼル委員会は、標準的手法の下で資本賦課の計測に利用できる信用リスク削減手法 (credit risk mitigation; CRM) について、①利用できる手法が必要以上に存在し複雑になっているために銀行にいいとこどり (cherry-picking) を許容していること、②自行推計を認めることは標準的手法の改定を図る際の原則の 1 つに反していることを指摘する。そのような観点から、第 1 次市中協議文書は、現行の CRM の枠組みの欠陥に対処し、その明確さおよび一貫性を向上させる観点から、標準的手法の下での CRM の枠組みの改定を提案していた (図表 10)。

具体的には、①包括的手法の下での自行推計へアカット、②一定の証券金融取引 (SFT) における VaR モデル手法、③SFT および担保付 OTC デリバティブ取引に対する内部モデル手法 (IMM) の利用を禁止する。

その結果、OTC デリバティブ、上場デリバティブ、長期決済取引 (long settlement transaction) には、唯一の方法としてカウンターパーティ信用リスクに係る標準的手法 (SA-CCR) が適用され、SFT には監督上のへアカットによる包括的手法が適用されることになる。また、第 1 次市中協議では、外部格付の参照の廃止に伴って、外部格付に依存しない「投資適格」の概念に関する検討や、外部格付の参照が認められない法域における格付に依存しない監督上のへアカットの提案等が行われていた。

図表 10 CRM の枠組みの改定の概要

| | | |
|--------------------------|-------------------------------------|---|
| ファンデッド型 (担保等) | 簡便手法 | 変更なし |
| | 包括的手法 | 監督上のヘアカットに基づく適格金融担保: ①ヘアカットを再調整、②担保として利用される投資信託、UCITSへのルックスルーの適用、③ヘアカットのテーブルに適格CCPを反映 |
| | | 自行推計ヘアカットに基づく適格金融担保: 廃止 |
| | | レポに対する内部VaRモデル: 廃止 |
| オンバランスシート・ネットティング | 正の期待エクスポージャー手法: 廃止 監督上のヘアカットの再調整 | |
| アンファンデッド型 (デリバティブ、保証) | 保証 | 信用プロテクション提供者の範囲: ①保証人の外部格付基準を定性的な基準に変更、②証券化に対する保証人の保証を認めないこと、③ブルーデンス規制下にある金融機関を適格保証人とする |
| | クレジット・デリバティブ | 適格クレジット・デリバティブ: N th ウ・デフォルトは認めない 重要性の基準: 重要性基準以下のエクスポージャーは資本控除に替えて1.250%のリスク・ウェイトを適用 |

(出所) 第1次市中協議文書

そして、第2次市中協議文書においては、第1次市中協議文書で提示した改定の提案を前提とした上で、さらに以下の点を示している。

- 標準的手法の下で利用できる CRM として、IMM と自行推計ヘアカットの利用は引き続き認められないこと
- リスク・センシティブリティを改善し、複雑性を取り除く観点から、リスク・ウェイトの決定方法と同様、再び外部格付を認めるよう方針を変更すること
- 市中協議でレポ形式の取引に対する CRM のリスク・センシティブリティが欠如していることについて懸念が示されたことから、包括的手法の下、レポ形式の取引に関して分散や相関をより考慮するように修正を図っていること
- 一定要件を満たすレポ取引について、流動性規制における短期ホールセール・ファンディングの扱いとの一貫性を欠いていること、短期ホールセール・ファンディングは危機時にストレス拡散につながったことを考慮して、簡便法の下、銀行が 0% のリスク・ウェイトを適用できるコア市場参加者 (core market participant) をカウンターパーティとする場合の取扱いの見直しを検討すること¹¹

IV. 今後の見通し

バーゼル委員会から公表された第2次市中協議文書では、リスク・ウェイトの決定に際して外部格付の参照が再び認められていることに加えて、リスク・ウェイトの水準が前回提案よりも相対的に低く現行の水準に近いことから、銀行の自己資本比率に与える影響に対する懸念は後退したように思われる。実際、第2次市中協議文書の公表の前には、イングランド銀行 (BOE) 総裁で金融安定理事会 (FSB) の議長でもあるマーク・カーニー氏

¹¹ コア市場参加者としては、①ソブリン、中央銀行、公共法人 (PSE)、②銀行および証券会社、③標準的手法の下で 20% のリスク・ウェイトが適用されるその他金融会社 (保険会社を含む)、④自己資本または流動性規制が適用されている規制を受ける投資信託、⑤規制を受ける年金基金、⑥適格中央清算機関 (QCCP) が規定されている。

は、資本規制の見直しは、「バーゼルⅣではなく、バーゼルⅢの完成である」と述べており、自己資本比率に与える影響に対する銀行の懸念を払拭するような発言を行っていた¹²。

もともと、第2次市中協議文書が提案する信用リスクの標準手法の改定に関しては、個別には留意すべき論点がいくつか残っている。例えば、銀行向けエクスポージャーに関しては、ソブリンのリスク・ウェイトから一段階悪いリスク・ウェイトを銀行向けエクスポージャーに適用するオプションが廃止されている。そのため、格付がAA-未満および無格付の銀行向けエクスポージャーは、リスク・ウェイトが従来の20%から引き上がることになる。また、バーゼル委員会はECRAの下、規制目的で利用される外部格付では政府支援を考慮すべきではないとしている。格付会社が今後、銀行の格付決定に際して政府支援を考慮しないようにすることで現在の格付が格下げされる可能性も考えられる。

他方、不動産担保で保全されているリテール向けエクスポージャーについては、不動産関連エクスポージャーとして取り扱われるとしているが、例えば、SME向けの不動産担保エクスポージャーについては、不動産関連か、リテールか、一般法人かによってリスク・ウェイトは異なり、その区分けが複雑になるおそれもある。さらに、CRMの見直しの中で、コア市場参加者をカウンターパーティとする一定のレポ取引に対して新たな資本賦課が生じる可能性もある。

いずれにしても、第2次市中協議文書の公表によって信用リスクの標準的手法の改定の全体像は確認できるようになったが、それは、リスク・アセットのばらつきの問題に対処するためのリスク・アセット計測方法の包括的な見直しの1つの要素でしかない。今後、市場リスクやオペレーショナル・リスクの枠組みの見直し、信用リスクの内部モデル手法の改定の内容を見極める必要があるとともに、特に内部モデル採用行にとっては、リスク・アセットに下限を設ける資本フローの水準調整が重要な論点となる。リスク・アセットのばらつきへの対処の他にもリスク・アセットに関係する議論として、銀行勘定の金利リスクの資本賦課（IRRBB）の検討についてはまだ最終化されておらず、ソブリン・エクスポージャーの規制上の取扱いの見直しに関する議論も進められようとしている。

銀行の自己資本比率に影響を与える可能性があるものとして、今後ともバーゼル委員会におけるリスク・アセットの改定作業の検討については、十分な注意を払う必要があるように思われる。

¹² “FSB’s Carney tells banks there is no “Basel IV” on the way,” Reuters, November 9, 2015.